

消防局広告掲載要項

第 1 趣旨

この要項は、名古屋市消防局（以下「消防局」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）及び名古屋市広告掲載基準（以下「市基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 広告媒体の種類

この要項において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けたものに限る。

- 1 消防局が発行する印刷物
- 2 消防局が主催する会議又は催物等
- 3 消防局が所管するウェブサイト

第 3 広告の範囲

- 1 市要綱第 4条並びに市基準第 2及び第 3に定めるもののほか、広告媒体の公共性を鑑み、広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められるものは広告掲載を行わない。
- 2 前 1の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容（ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。）についても適用する。

第 4 広告の募集

- 1 広告の募集は、消防局の課、特別消防隊、消防航空隊、救急救命研修所及び消防研究室の長並びに消防学校教頭（以下「所属長」という。）（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、消防長が別に定める基準に従い、次に掲げる事項を記載した広告掲載マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続き
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続き
- (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の募集は、原則として広告媒体、名古屋市公式ウェブサイトにより行う。

第 5 広告掲載の決定

所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、この要項及びマニュアルに基づき、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定するものとする。

第 6 広告内容等の変更

- 1 所属長は、広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3の規定に該当していると認められる場合は、速やかに期日を定め広告掲載者に対してその広告の内容等の改善を求めるものとする。
- 2 所属長は、前 1の規定により、広告掲載者に対して広告の内容等の改善を求めた場合は、所属長が定めた期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を提出させるものとする。

第 7 広告掲載の取止め

- 1 所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、次のいずれかに該当する場合において、広告掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合、所属長は事前に広告掲載者に書面により通知するものとする。
 - (1) 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - (2) 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
 - (3) 第 6に規定する広告内容等の改善が行われない場合
 - (4) その他広告掲載が不適當であると認める場合
- 2 前 1の規定により広告掲載を取り止めた場合、広告掲載者が既に納付し

た広告掲載料は返還しないものとする。

第 8 広告掲載の取下げ

- 1 所属長は、広告掲載者から自己の都合により広告の掲載を取り下げる旨の申出があった場合は、取下げに係る書面の提出を求めるものとする。
- 2 所属長は、前 1の申出があった場合は、取下げに係る書面を確認の上、これを承認するものとする。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げを承認しないものとする。
- 3 第 7・2の規定については、広告掲載者が広告掲載を取り下げた場合において準用する。

第 9 広告掲載料の返還

所属長は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告媒体が使用できなくなった場合は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、納付済みの広告掲載料の全額又は一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

第10 協議

この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所属長と広告掲載者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第11 消防局広告審査会の設置

- 1 次に掲げる事項について審査又は協議するため、消防局広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
 - (1) 第 2による広告媒体の承認に関すること
 - (2) 第 5による広告掲載の可否及び広告掲載者の承認に関すること
 - (3) 第 7による広告掲載の取止めにに関すること
 - (4) 第 9による広告掲載料の返還に関すること
 - (5) 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書に関すること
 - (6) その他消防局における広告掲載に関すること
- 2 審査会に委員長及び委員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職

務を代理する。

- 4 審査会は、所属長からの申出がある場合又は委員長が特に必要と認める場合に委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 審査会は、委員長又は委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要と認める場合は、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 8 審査会は、審査結果に基づき、所属長に対して、必要な指示又は助言をすることができる。
- 9 審査会の庶務は、総務部総務課が処理するものとする。

第12 その他

- 1 広告の募集、受付その他の広告掲載に係る事務（第11に規定する審査会に係る事務を除く。）は所属長が行うものとする。
- 2 その他広告掲載について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 記

この要項は、平成30年4月26日から実施する。

別表

委員長	総務部総務課長
委員	総務部主幹（企画広報） 総務部総務課庶務係長 総務部総務課企画広報係長 総務部総務課主査（広報等） 総務部総務課経理係長 その他委員長の氏名する者